

「データの提供・更新に係る関係者の役割」の記載に加え、関係者は、オープン化のレベルに応じ、以下の措置(「レベル別措置」)を取る。

「完全オープン」:	県PF(プラットフォーム)にデータをアップロードし、公開
「オープン二次利用」:	データ自体はデータ保有元で保管。県PFでデータ項目、利用申請書を公開。データ保有者は、申請があれば原則として利用者を問わずデータを提供することとする。
「クローズ二次利用(間接)」:	データ自体は県(事務局)で保管。県PFでデータ項目、データ利用可能な対象者の定義、データ利用の基準、利用申請書を公開。県(事務局)は、申請があれば、利用申請が県PFの対象者の定義や利用の基準に合致しているか判断し、データを提供する。
「クローズ二次利用(直接)」:	データ自体はデータ保有元で保管。県PFでデータ項目、データ利用可能な対象者の定義、データ利用の基準、利用申請書を公開。データ保有者は、申請があれば、利用申請が県PFの対象者の定義や利用の基準に合致しているか判断し、データを提供する。 なお、申請を却下された利用者は、県事務局に異議を申し立てることができ、県事務局が異議を受けて審査し、利用申請が県PFの対象者の定義や利用の基準に合致していると判断した場合は、データ保有者はデータを提供しなければならない。

分類	NO	データ名称	データの概要		データ項目	データ提供のフォーマット	オープン化のレベル	データの提供・更新に係る関係者の役割						データのカバー範囲	更新頻度	備考
			対象	収集方法				県(事務局)	県(所管部局)	市町村	交通事業者	国	交通事業者以外のデータ保有事業者・施設管理者			
①交通サービス利用者のためのサービス内容に関する情報	1	【公共交通の運行情報】 静的データ 「GTFS-JP」	県内路線を有する乗合バス事業者(県内に営業所を有さず、県外とを結ぶ高速バス路線のみを運行する事業者を除く)及び市町村が運行するコミュニティバス・デマンド交通(※停留所・ダイヤが定まっているもの)及び山形鉄道	各主体が運行情報を県が別途指定するマニュアルに沿ってGTFS-JP形式のファイルを作成し、指定の方法でアップロード/県(事務局)に送付	【GTFS-JPデータフォーマットの項目】 ○事業者情報(ID、名称、URL等) ○停留所・標柱情報(名称、標柱の緯度経度) ○経路情報 ○便情報 ○営業所情報 ○通貨時刻情報 ○運行区分情報 ○運賃情報 ○翻訳情報	GTFS-JP	完全オープン	●東北運輸局から運行内容の変更について連絡があった際、当該運行事業者のGTFS-JPの変更について確認。必要に応じて当該事業者に変更作業を要請 ●提供されたGTFS-JPデータについて、主要CP事業者への適切な反映が確保されるよう措置 ●住民窓口、観光部局等を通じ、公共交通運行情報が検索可能であることを幅広く周知	-	●運行内容を運輸局に申請する際に同時にGTFS-JP形式のデータも変更し、少なくとも運行内容変更の2週間前(年度初等ダイヤ改正繁忙期においては1か月前を目途)までに県(事務局)に通知/提供 ●住民窓口、観光部局等を通じ、公共交通運行情報が検索可能であることを幅広く周知	●運行内容を運輸局に申請する際に同時にGTFS-JP形式のデータも変更し、少なくとも運行内容変更の2週間前(年度初等ダイヤ改正繁忙期においては1か月前を目途)までに県(事務局)に通知/提供	【東北運輸局】 ●該当する運行事業者から申請があった場合、県(事務局)に連絡し、GTFS-JPの変更について通知/提供が行われているかを確認	-	県全体(県内に営業所を有さず、県外とを結ぶ高速バス路線のみを運行する事業者の路線を除く)	随時(運行内容の変更に応じて)	
	2	【公共交通の運行情報】 静的データ 「GTFS-JPIにそぐわない交通モード」	JR東日本、JAL、ANA、FDA	県(事務局)がデータ保有者と個別調整の上、収集	○時刻表情報 ○多言語情報 ○その他利用者利便に資する公開情報	任意	完全オープン	●データ保有者と個別に調整し、可能な限りの一元的公開を図る	-	-	●可能な限り、県(事務局)の要請に応じ、利用者利便に資する情報の公開を図る	●県(事務局)とデータ保有者との調整を支援する	-	県内発着サービス	随時(運行内容の変更に応じて)	
	3	【公共交通の運行情報】 動的データ 「GTFS-RT」	県内路線を有する乗合バス事業者(県内に営業所を有さず、県外とを結ぶ高速バス路線のみを運行する事業者を除く)及び市町村が運行するコミュニティバス・デマンド交通(※停留所・ダイヤが定まっているもの)		○ルート最新情報(遅延、発着時刻予想、通過) ○車両位置情報(車両の緯度・経度、接近情報、混雑度) ○運行情報(見出し、影響(運休、迂回等)、原因(天候、事故等)、URL)	GTFS-RTを原則とするが、別形式で収集しており、GTFS-RTへの変換に追加コストを要する場合は別形式も可	オープン二次利用	●住民窓口、観光部局等を通じ、公共交通運行情報が検索可能であることを幅広く周知	-	●動的データの権利を保持している場合、原則として、データの範囲及びデータ形式を県に通知し、PFのルールに沿って利用者に提供する ●住民窓口、観光部局等を通じ、公共交通運行情報が検索可能であることを幅広く周知	●動的データの権利を保持している場合、原則として、データの範囲及びデータ形式を県に通知し、PFのルールに沿って利用者に提供する	-	-	県内発着サービス	随時(運行内容の変更に応じて)	

分類	NO	データ名称	データの概要		データ項目	データ提供のフォーマット	オープン化のレベル	データの提供・更新に係る関係者の役割					データのカーバ範囲	更新頻度	備考	
			対象	収集方法				県(事務局)	県(所管部局)	市町村	交通事業者	国				交通事業者以外のデータ保有事業者・施設管理者
② 交通政策やサービス内容の検討に必要な事業者の体制や移動ニーズに関する情報 (ア) 公共交通に関するデータ	4	一般乗合旅客自動車運送事業者の事業概要・輸送実績	【東北運輸局が保有する交通事業者からの報告データ】 山形県内(県内主要路線に乗り入れる宮城交通を含む)における一般乗合旅客自動車運送事業者	県(事務局)から東北運輸局への照会	【事業報告書】 ○一般乗合旅客運送事業の収益・費用・損益 【輸送実績報告書】 ○事業概要(車両数、従業員数、路線キロ、運行系統数) ○輸送実績(輸送人員(うち定期)、営業収入(うち旅客運送収入)、走行キロ、実車キロ、実車率、延実在車両数、延実働車両数) ○運行系統別輸送実績報告書(経路(起点・経由地・終点)、キロ程、運賃、利用する高速自動車道路等(利用区間・利用キロ)、運行ダイヤ(始発・終発)、所要時間、運行回数、走行キロ、輸送人員(うち定期)、1人平均乗車キロ、輸送人キロ、平均乗車密度、運送収入、走行1キロあたり運送収入)	国において保管・集計するフォーマットに準じるが、国は可能な限り、デジタル化による提供に努めるものとする。	クローズ二次利用(間接)	●対象の交通事業者に対し、事前に国報告データの提供についての協力を要請する ●毎年、東北運輸局に対し、同意した事業者の対象データの提供を照会 ●同意した事業者のリストをPFにおいて公開するとともに、県の交通事業者支援に際しては可能な限り、同意した事業者を同意していない事業者に対して優先するよう努める	—	●市町村の交通事業者支援に際しては可能な限り、同意した事業者を同意していない事業者に対して優先するよう努める	●県(事務局)からの事前の協力要請に対する意向を回答する	【東北運輸局】 ●データ提供に際しては、可能な限りデジタル化に努める	—	県全体 (県内に営業所を有さず、県外とを結ぶ高速バス路線のみを運行する事業者の路線を除く)	毎年	
	5	一般乗用旅客自動車運送事業者の一覧・輸送実績	【東北運輸局が保有する交通事業者からの報告データ】 山形県内における一般乗用旅客自動車運送事業者	県(事務局)から東北運輸局への照会	【乗用事業者一覧(法人タクシー事業者、個人タクシー事業者、福祉限定事業者)】 ○事業者名、代表者名、事業者住所、郵便番号、電話番号、FAX番号、営業所名、営業所住所、車両数、協会加盟状況 【輸送実績報告書(交通圏別、法人別)】 ○交通圏、事業者数、車両数、提出事業者数、提出車両数、従業員数、運転者数、延実在車両数、延実働車両数、実働率、総走行キロ、総実車キロ、実車率、輸送回数、輸送人員、営業収入 ○事業概要(管轄区域(市町村名)、車両数・従業員数(管轄区域別)) ○輸送実績(輸送人員、営業収入、走行キロ、実車キロ、実車率、運送回数、延実在車両)	国において保管・集計するフォーマットに準じるが、国は可能な限り、デジタル化による提供に努めるものとする。	クローズ二次利用(間接)	●対象の交通事業者に対し、事前に国報告データの提供についての協力を要請する ●毎年、東北運輸局に対し、同意した事業者の対象データの提供を照会 ●同意した事業者のリストをPFにおいて公開するとともに、県の交通事業者支援に際しては可能な限り、同意した事業者を同意していない事業者に対して優先するよう努める	—	●市町村の交通事業者支援に際しては可能な限り、同意した事業者を同意していない事業者に対して優先するよう努める	●県(事務局)からの事前の協力要請に対する意向を回答する	【東北運輸局】 ●データ提供に際しては、可能な限りデジタル化に努める	—	県全体	毎年	
	6	一般貸切旅客自動車運送事業者の一覧・輸送実績	【東北運輸局が保有する交通事業者からの報告データ】 山形県内における一般貸切旅客自動車運送事業者	県(事務局)から東北運輸局への照会	【貸切事業者一覧】 ○事業者名、代表者名、事業者住所、郵便番号、電話番号、FAX番号、営業所名、営業所住所、車両数 【輸送実績報告書】 ○事業概要(車両数、従業員数) ○走行キロ、輸送人員、運行回数、営業収入	国において保管・集計するフォーマットに準じるが、国は可能な限り、デジタル化による提供に努めるものとする。	クローズ二次利用(間接)	●対象の交通事業者に対し、事前に国報告データの提供についての協力を要請する ●毎年、東北運輸局に対し、同意した事業者の対象データの提供を照会 ●同意した事業者のリストをPFにおいて公開するとともに、県の交通事業者支援に際しては可能な限り、同意した事業者を同意していない事業者に対して優先するよう努める	—	●市町村の交通事業者支援に際しては可能な限り、同意した事業者を同意していない事業者に対して優先するよう努める	●県(事務局)からの事前の協力要請に対する意向を回答する	【東北運輸局】 ●データ提供に際しては、可能な限りデジタル化に努める	—	県全体	毎年	
	7	特定旅客自動車運送事業者の一覧・輸送実績	【東北運輸局が保有する交通事業者からの報告データ】 山形県内における特定旅客自動車運送事業者	県(事務局)から東北運輸局への照会	【輸送実績報告書】 ○事業概要(車両数、路線、営業区域、輸送の需要者及び旅客の範囲) ○走行キロ、輸送人員、営業収入	国において保管・集計するフォーマットに準じるが、国は可能な限り、デジタル化による提供に努めるものとする。	クローズ二次利用(間接)	●対象の交通事業者に対し、事前に国報告データの提供についての協力を要請する ●毎年、東北運輸局に対し、同意した事業者の対象データの提供を照会 ●同意した事業者のリストをPFにおいて公開するとともに、県の交通事業者支援に際しては可能な限り、同意した事業者を同意していない事業者に対して優先するよう努める	—	●市町村の交通事業者支援に際しては可能な限り、同意した事業者を同意していない事業者に対して優先するよう努める	●県(事務局)からの事前の協力要請に対する意向を回答する	【東北運輸局】 ●データ提供に際しては、可能な限りデジタル化に努める	—	県全体	毎年	
	8	自家用有償旅客運送事業者の一覧・輸送実績	【東北運輸局が保有する交通事業者からの報告データ】 山形県内における自家用有償旅客運送事業者	県(事務局)から東北運輸局への照会	【輸送実績報告書】 ○事業概要(車両数・種別、路線又は運送の区域、運送する旅客の範囲及び数) ○走行キロ、輸送人員又は運送回数、運送収入	国において保管・集計するフォーマットに準じるが、国は可能な限り、デジタル化による提供に努めるものとする。	クローズ二次利用(間接)	●対象の交通事業者に対し、事前に国報告データの提供についての協力を要請する ●毎年、東北運輸局に対し、同意した事業者の対象データの提供を照会 ●同意した事業者のリストをPFにおいて公開するとともに、県の交通事業者支援に際しては可能な限り、同意した事業者を同意していない事業者に対して優先するよう努める	—	●市町村の交通事業者支援に際しては可能な限り、同意した事業者を同意していない事業者に対して優先するよう努める	●県(事務局)からの事前の協力要請に対する意向を回答する	【東北運輸局】 ●データ提供に際しては、可能な限りデジタル化に努める	—	県全体	毎年	
	9	バス輸送実績	各市町村各路線単位のバス・デマンド交通の利用実績・運営実績一覧	県(事務局)が毎年事務作業として作成	○運行概要、輸送実績、補助金の額・種別等のうちNO4「一般乗合旅客自動車運送事業者の事業概要・輸送実績」で把握できないデータ(定時定路線型、デマンド型)	—	クローズ二次利用(間接)	●対象の交通事業者に対し、事前に協力を要請する ●事務作業として利用実績・運営実績一覧を作成	—	—	●県(事務局)からの事前の協力要請に対する意向を回答する	—	—	県全体	毎年	
	10	ICカード利用実績	ICカード導入路線	データ保有者が収集・管理し、提供可能なデータの内容・条件を県(事務局)に報告	○便・路線毎の利用実態	CSV	クローズ二次利用(直接)	●対象の交通事業者に対し、事前にデータの提供についての協力を要請する ●同意した事業者のリストをPFにおいて公開するとともに、県の交通事業者支援に際しては可能な限り、同意した事業者を同意していない事業者に対して優先するよう努める	—	●市町村の交通事業者支援に際しては可能な限り、同意した事業者を同意していない事業者に対して優先するよう努める	●県(事務局)からの事前の協力要請に対する意向を回答する	—	—	県全体	随時	

分類	NO	データ名称	データの概要		データ項目	データ提供のフォーマット	オープン化のレベル	データの提供・更新に係る関係者の役割					データの更新頻度	備考		
			対象	収集方法				県(事務局)	県(所管部局)	市町村	交通事業者	国			交通事業者以外のデータ保有事業者・施設管理者	
② 交通政策やサービス内容の検討に必要な事業者の体制や移動ニーズに関する情報 (イ) 交通以外の輸送サービスに関するデータ	11	県内教育施設による送迎サービスの実施状況	県内の教育施設(県立高校、私立高校、公立大学等)のうち、送迎サービスを実施している施設	県(事務局)が県(所管部局)、市町村を通じて照会	【送迎サービスの概要】 ○運行日・時刻表 ○路線図 ○運賃等利用料金 【送迎サービスの詳細・実績等】 ○委託交通事業者(委託していれば) ○車両台数(10人乗り未満/10人乗り以上) ○運転手人数(専属/兼業/ボラ) ○コスト・負担者 ○利用人数(把握していれば)	GTFS形式又は可能な限り様式〇での提供とするが、施設側の負担が大きい場合、任意の形式も可	完全オープン	●県(所管部局)、市町村を通じ、データを集約	●県(事務局)からの依頼を受け、各施設のデータを収集し、県(事務局)へ提供	—	—	—	●県(事務局、所管部局)、市町村からの照会を受けた場合、可能な限り対象データを提供	県全体	毎年	様式〇で照会
	12	県内医療施設による送迎サービスの実施状況	県内の医療施設(68病院)のうち、送迎サービスを実施している施設	県(事務局)から県(データ保有部局)を通じて医療施設への照会	【送迎サービスの概要】 ○運行日・時刻表 ○路線図 ○運賃等利用料金 【送迎サービスの詳細・実績等】 ○委託交通事業者(委託していれば) ○車両台数(10人乗り未満/10人乗り以上) ○運転手人数(専属/兼業/ボラ) ○コスト・負担者 ○利用人数(把握していれば)	GTFS形式又は可能な限り様式〇での提供とするが、施設側の負担が大きい場合、任意の形式も可	完全オープン	●県(所管部局)、市町村を通じ、データを集約	●県(事務局)からの依頼を受け、各施設のデータを収集し、県(事務局)へ提供	—	—	—	●県(事務局、所管部局)、市町村からの照会を受けた場合、可能な限り対象データを提供	県全体	毎年	様式〇で照会
	13	県内福祉施設による送迎サービスの実施状況	県内福祉施設(297施設)のうち、送迎サービスを実施している施設	県(事務局)から県(データ保有部局)を通じて福祉施設への照会	【送迎サービスの概要】 ○運行日・時刻表 ○路線図 ○運賃等利用料金 【送迎サービスの詳細・実績等】 ○委託交通事業者(委託していれば) ○車両台数(10人乗り未満/10人乗り以上) ○運転手人数(専属/兼業/ボラ) ○コスト・負担者 ○利用人数(把握していれば)	GTFS形式又は可能な限り様式〇での提供とするが、施設側の負担が大きい場合、任意の形式も可	完全オープン	●県(所管部局)、市町村を通じ、データを集約	●県(事務局)からの依頼を受け、各施設のデータを収集し、県(事務局)へ提供	—	—	—	●県(事務局、所管部局)、市町村からの照会を受けた場合、可能な限り対象データを提供	県全体	毎年	様式〇で照会
	14	県内観光施設による送迎サービスの実施状況	県内観光施設のうち、送迎サービスを実施している施設	県(事務局)から県(データ保有部局)を通じて福祉施設への照会	【送迎サービスの概要】 ○運行日・時刻表 ○路線図 ○運賃等利用料金 【送迎サービスの詳細・実績等】 ○委託交通事業者(委託していれば) ○車両台数(10人乗り未満/10人乗り以上) ○運転手人数(専属/兼業/ボラ) ○コスト・負担者 ○利用人数(把握していれば)	GTFS形式又は可能な限り様式〇での提供とするが、施設側の負担が大きい場合、任意の形式も可	完全オープン	●県(所管部局)、市町村を通じ、データを集約	●県(事務局)からの依頼を受け、各施設のデータを収集し、県(事務局)へ提供	—	—	—	●県(事務局、所管部局)、市町村からの照会を受けた場合、可能な限り対象データを提供	県全体	毎年	様式〇で照会
	15	県内宿泊施設による送迎サービスの実施状況	県内宿泊施設のうち、送迎サービスを実施している施設	県(事務局)から県(データ保有部局)を通じて福祉施設への照会	【送迎サービスの概要】 ○運行日・時刻表 ○路線図 ○運賃等利用料金 【送迎サービスの詳細・実績等】 ○委託交通事業者(委託していれば) ○車両台数(10人乗り未満/10人乗り以上) ○運転手人数(専属/兼業/ボラ) ○コスト・負担者 ○利用人数(把握していれば)	GTFS形式又は可能な限り様式〇での提供とするが、施設側の負担が大きい場合、任意の形式も可	完全オープン	●県(所管部局)、市町村を通じ、データを集約	●県(事務局)からの依頼を受け、各施設のデータを収集し、県(事務局)へ提供	—	—	—	●県(事務局、所管部局)、市町村からの照会を受けた場合、可能な限り対象データを提供	県全体	毎年	様式〇で照会
	16	県内複合商業施設による送迎サービスの実施状況	県内複合商業施設のうち、送迎サービスを実施している施設	県(事務局)から県(データ保有部局)を通じて福祉施設への照会	【送迎サービスの概要】 ○運行日・時刻表 ○路線図 ○運賃等利用料金 【送迎サービスの詳細・実績等】 ○委託交通事業者(委託していれば) ○車両台数(10人乗り未満/10人乗り以上) ○運転手人数(専属/兼業/ボラ) ○コスト・負担者 ○利用人数(把握していれば)	GTFS形式又は可能な限り様式〇での提供とするが、施設側の負担が大きい場合、任意の形式も可	完全オープン	●県(所管部局)、市町村を通じ、データを集約	●県(事務局)からの依頼を受け、各施設のデータを収集し、県(事務局)へ提供	—	—	—	●県(事務局、所管部局)、市町村からの照会を受けた場合、可能な限り対象データを提供	県全体	毎年	様式〇で照会

分類	NO	データ名称	データの概要		データ項目	データ提供のフォーマット	オープン化のレベル	データの提供・更新に係る関係者の役割					データの カバー範囲	更新 頻度	備考			
			対象	収集方法				県 (事務局)	県 (所管部局)	市町村	交通事業者	国				交通事業者以外の データ保有事業者・ 施設管理者		
② 交通政策やサービス内容の検討に必要な事業者の体制や移動ニーズに関する情報	(ウ) 移動実態・交通需要に関するデータ	17	病院一覧	県内の医療施設(68病院)	県(事務局)が県(所管部局)、市町村を通じて照会	○病院名 ○郵便番号、所在地、電話番号 ○開設者名、管理者名 ○診療科名 ○病床数(計・精神・感染症・結核・療養・一般)	可能な限り様式■での提供とするが、施設側の負担が大きい場合、任意の形式も可	完全オープン	●県(所管部局)、市町村を通じ、データを集約	●県(事務局)からの依頼を受け、各施設(公立病院)のデータを収集し、県(事務局)へ提供	●県(事務局)からの依頼を受け、各施設(公立病院)のデータを収集し、県(事務局)へ提供	—	—	●県(事務局、所管部局)、市町村からの照会を受けた場合、可能な限り対象データを提供	県全体	毎年	様式■で照会	
		18	福祉施設一覧	県内の福祉施設(297施設)	県(事務局)が県(所管部局)、市町村を通じて照会	○事業所番号、名称 ○法人等の名称 ○事業所の所在地、電話番号・FAX ○指定年月日 ○定員	可能な限り様式■での提供とするが、施設側の負担が大きい場合、任意の形式も可	完全オープン	●県(所管部局)、市町村を通じ、データを集約	●県(事務局)からの依頼を受け、各施設(公立病院)のデータを収集し、県(事務局)へ提供	●県(事務局)からの依頼を受け、各施設(公立病院)のデータを収集し、県(事務局)へ提供	—	—	●県(事務局、所管部局)、市町村からの照会を受けた場合、可能な限り対象データを提供	県全体	毎年	様式■で照会	
		19	宿泊施設情報	県内の宿泊施設(ホテル、旅館、簡易宿所)	県(事務局)が県(所管部局)、市町村を通じて照会	○営業所名称 ○郵便番号、所在地、電話番号 ○営業種別コード(ホテル、旅館、簡易宿所) ○総定員	可能な限り様式■での提供とするが、施設側の負担が大きい場合、任意の形式も可	完全オープン	●県(所管部局)、市町村を通じ、データを集約	●県(事務局)からの依頼を受け、各施設(公立病院)のデータを収集し、県(事務局)へ提供	●県(事務局)からの依頼を受け、各施設(公立病院)のデータを収集し、県(事務局)へ提供	—	—	●県(事務局、所管部局)、市町村からの照会を受けた場合、可能な限り対象データを提供	県全体	毎年	様式■で照会	
		20	県内教育施設の通学実態等	県内の教育施設(県立高校、私立高校、公立大学等)	データ保有者がデータを管理しつつ、提供可能なデータの内容・条件を県(所管部局)、市町村を通じて、県(事務局)に報告	○年度別入学者の出身中学校と人数 ○通学者の性別・年齢・居住地(市町村) ○前年度卒業生の進学先・就職先	可能な限り様式△での提供とするが、施設側の負担が大きい場合、任意の形式も可	クローズ二次利用(直接)	●県(所管部局)、市町村を通じ、データを集約	●県(事務局)からの依頼を受け、各施設(公立病院)のデータを収集し、県(事務局)へ提供	—	—	—	—	●県(事務局、所管部局)、市町村からの照会を受けた場合、可能な限り提供できる対象データのリストを提供	県全体	毎年	様式△で照会
		21	県内医療施設の通院実態	県内の医療施設(68病院)	データ保有者がデータを管理しつつ、提供可能なデータの内容・条件を県(所管部局)、市町村を通じて、県(事務局)に報告	○年度別通院者の人数 ○通院者の性別・年齢・居住地(市町村) (匿名化作業ができない場合)年間利用者数・性別、年齢分布	可能な限り様式△での提供とするが、施設側の負担が大きい場合、任意の形式も可	クローズ二次利用(直接)	●県(所管部局)、市町村を通じ、データを集約	●県(事務局)からの依頼を受け、各施設(公立病院)のデータを収集し、県(事務局)へ提供	—	—	—	—	●県(事務局、所管部局)、市町村からの照会を受けた場合、可能な限り提供できる対象データのリストを提供	県全体	毎年	様式△で照会
		22	県内福祉施設の通所実態	県内の福祉施設(297施設)	データ保有者がデータを管理しつつ、提供可能なデータの内容・条件を県(所管部局)、市町村を通じて、県(事務局)に報告	○年度別施設利用者の人数 ○施設利用者の性別・年齢・居住地(市町村) (匿名化作業ができない場合)年間利用者数・性別、年齢分布	可能な限り様式△での提供とするが、施設側の負担が大きい場合、任意の形式も可	クローズ二次利用(直接)	●県(所管部局)、市町村を通じ、データを集約	●県(事務局)からの依頼を受け、各施設(公立病院)のデータを収集し、県(事務局)へ提供	—	—	—	—	●県(事務局、所管部局)、市町村からの照会を受けた場合、可能な限り提供できる対象データのリストを提供	県全体	毎年	様式△で照会
		23	県内観光施設の利用実態	県内の観光施設	データ保有者がデータを管理しつつ、提供可能なデータの内容・条件を県(所管部局)、市町村を通じて、県(事務局)に報告	○年度別施設利用者の人数 ○施設利用者の性別・年齢・居住地(市町村) (匿名化作業ができない場合)年間利用者数・性別、年齢分布	可能な限り様式△での提供とするが、施設側の負担が大きい場合、任意の形式も可	クローズ二次利用(直接)	●県(所管部局)、市町村を通じ、データを集約	●県(事務局)からの依頼を受け、各施設(公立病院)のデータを収集し、県(事務局)へ提供	—	—	—	—	●県(事務局、所管部局)、市町村からの照会を受けた場合、可能な限り提供できる対象データのリストを提供	県全体	毎年	様式△で照会
		24	県内宿泊施設の利用実態	県内の宿泊施設(ホテル、旅館、簡易宿所)	データ保有者がデータを管理しつつ、提供可能なデータの内容・条件を県(所管部局)、市町村を通じて、県(事務局)に報告	○年度別施設利用者の人数 ○施設利用者の性別・年齢・居住地(市町村) (匿名化作業ができない場合)年間利用者数・性別、年齢分布	可能な限り様式△での提供とするが、施設側の負担が大きい場合、任意の形式も可	クローズ二次利用(直接)	●県(所管部局)、市町村を通じ、データを集約	●県(事務局)からの依頼を受け、各施設(公立病院)のデータを収集し、県(事務局)へ提供	—	—	—	—	●県(事務局、所管部局)、市町村からの照会を受けた場合、可能な限り提供できる対象データのリストを提供	県全体	毎年	様式△で照会
		25	県内複合商業施設の利用実態	県内の複合商業施設	データ保有者がデータを管理しつつ、提供可能なデータの内容・条件を県(所管部局)、市町村を通じて、県(事務局)に報告	○年度別施設利用者の人数 ○施設利用者の性別・年齢・居住地(市町村) (匿名化作業ができない場合)年間利用者数・性別、年齢分布	可能な限り様式△での提供とするが、施設側の負担が大きい場合、任意の形式も可	クローズ二次利用(直接)	●県(所管部局)、市町村を通じ、データを集約	●県(事務局)からの依頼を受け、各施設(公立病院)のデータを収集し、県(事務局)へ提供	—	—	—	—	●県(事務局、所管部局)、市町村からの照会を受けた場合、可能な限り提供できる対象データのリストを提供	県全体	毎年	様式△で照会
		26	ETC2.0	県内及び県際移動データ	データ保有者がデータを管理しつつ、提供可能なデータの内容・条件を県(事務局)に報告	○ETC2.0データ	CSV	オープン二次利用	(レベル別措置のみ)	—	—	—	—	—	【東北地方整備局山形河川国道事務所】 (レベル別措置のみ)	—	県全体	随時
(エ) その他データ	27	山形県地域公共交通計画策定にあたって作成した資料・データ(山形県地域公共交通トライアル推進事業調査業務)	計画策定に当たって収集・参照したデータ全て	—	CSV形式、Shapeファイルの形式等、加工・利用がし易い形式とする。	完全オープン(データ容量が極端に大きいものはオープン二次利用)	(レベル別措置のみ)	—	—	—	—	—	—	—	—	計画策定時のみ		